

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

|            |   |
|------------|---|
| 論題         | デジタル臨時行政調査会の取組と今後の展望  |
| 著者 / 所属    | 柳瀬 翔央 / 内閣委員会調査室  |
| 雑誌名 / ISSN | 立法と調査 / 0915-1338   |
| 編集・発行      | 参議院事務局企画調整室   |
| 通号         | 453号  |
| 刊行日        | 2023-2-8  |
| 頁          | 226-237   |
| URL        | <a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20230208.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20230208.html</a> |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

# デジタル臨時行政調査会の取組と今後の展望

柳瀬 翔央

(内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. デジタル臨時行政調査会の概要
3. デジタル臨時行政調査会のこれまでの主な取組
  - (1) アナログ規制の一括見直し
  - (2) テクノロジーマップ・技術カタログの整備
  - (3) いわゆるデジタル法制局の取組及び法制事務のデジタル化
4. 今後の展望

## 1. はじめに<sup>1</sup>

我が国の官民を通じたデジタル化の遅れが指摘される中、令和3年9月のデジタル庁設立によりデジタル改革の推進体制が整備されたが、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受し、実感できるようにするためには、規制や行政の在り方も含めた本格的な構造改革が必要であるとされる<sup>2</sup>。こうした課題認識の下、同年11月より、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行するため、岸田内閣総理大臣を会長とするデジタル臨時行政調査会（以下「デジタル臨調」という。）が開催されている。

デジタル臨調では、同年12月に三つの改革に通底する共通指針となる「構造改革のためのデジタル原則」（以下「デジタル原則」という。）が策定され、令和4年6月には、同年7月から令和7年6月までの集中改革期間における政府の取組方針を示す「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）が策定された（その後、河野デジタル大臣の下でアナログ規制の見直し期間は令和6年6月までの2年間に短縮）。これらを踏まえ、①デジタル原則に適合していないアナログ規制の一括見直し、②規制見直しに際し活用可能なデジタル技術を整理したテクノロジーマップ・技術カタログの整備、③法令のデジタル原則適合性の確認プロセス・体制（いわゆるデジタル

<sup>1</sup> 本稿は令和5年1月20日までの情報を基に執筆している（URLの最終アクセス日はいずれも同日）。

<sup>2</sup> 第1回デジタル臨調（令3.11.16）資料4、2～3頁

法制局)の検討等の取組が進められている。こうしたデジタル臨調の取組には、「面の改革」、「テクノロジーベースの改革」及び「未来の改革」という特徴があるとされる<sup>3</sup>。

令和4年12月には、アナログ規制の見直し方針等を確定した「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(以下「工程表」という。)が策定された。第211回国会(令和5年常会)には、工程表等を踏まえた一括見直し法案の提出が予定されている。

本稿では、デジタル臨調の概要や主な取組を整理した上で、今後の方向性を展望する。

## 2. デジタル臨時行政調査会の概要

令和3年10月4日に就任した岸田総理は、同月14日の衆議院解散後の記者会見においてデジタル臨調の創設を表明し、第49回衆議院議員総選挙後の11月9日、デジタル臨調の開催を決定した。開催目的は、「デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすること」とされる<sup>4</sup>。

デジタル臨調は、内閣総理大臣を会長、デジタル大臣及び内閣官房長官を副会長とし、関係大臣(総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣(規制改革)及び行政改革担当大臣)及び有識者<sup>5</sup>を構成員とする。このような構成は、内閣総理大臣主導の下、関係行政機関との調整を図りつつ、有識者の知見も採り入れながら迅速に政策を推進することを企図したものと考えられる。もっとも、デジタル臨調は、デジタル社会推進会議<sup>6</sup>や規制改革推進会議<sup>7</sup>のように法令上の設置根拠や事務権限を有するものではなく、「懇談会等行政運営上の会合」<sup>8</sup>に位置付けられる<sup>9</sup>。

デジタル臨調の庶務は、デジタル庁に設置された事務局(以下「デジタル臨調事務局」という。)が担っている。デジタル副大臣を事務局長とし、各府省庁や地方公共団体、経済団体の出身者、弁護士、データサイエンティスト、AI等の専門家の約50名から成る<sup>10</sup>。

<sup>3</sup> 一括見直しプラン6～7頁

<sup>4</sup> 「デジタル臨時行政調査会の開催について」(令和3年11月9日内閣総理大臣決裁)

<sup>5</sup> 大槻奈那 名古屋商科大学ビジネススクール教授・ピクテ・ジャパン シニア・フェロー(※規制改革推進会議議長)、金丸恭文 フェューチャー株式会社代表取締役会長兼社長、宍戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授、高島宗一郎 福岡市長、綱川明美 株式会社ビースポーク代表取締役社長、十倉雅和 日本経済団体連合会会長、南場智子 株式会社ディー・エヌ・エー代表取締役会長、村井純 慶應義塾大学教授の8名である。

<sup>6</sup> デジタル庁設置法(令和3年法律第36号)第14条に基づきデジタル庁に設置され、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進や関係行政機関相互の調整をつかさどる。内閣総理大臣を議長、内閣官房長官及びデジタル大臣を副議長とし、全ての国務大臣等を議員とする(有識者は含まれない)。

<sup>7</sup> 内閣府本府組織令(平成12年政令第245号)第31条に基づき内閣府に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査・審議することを主要な任務とする、有識者のみで構成される審議会である。

<sup>8</sup> 行政運営上の参考に資するため、大臣等の決裁を経て、大臣等が行政機関職員以外の有識者等の参集を求める会合であって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの(「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定))。

<sup>9</sup> なお、岸田内閣の看板政策である新しい資本主義やデジタル田園都市国家構想を推進するため開催されている新しい資本主義実現会議やデジタル田園都市国家構想実現会議などの会議もデジタル臨調と類似の構成や位置付けのものである。

<sup>10</sup> 『「デジタル臨調の役割」副大臣・小林史明が語る④』(デジタル庁公式note、令4.6.2 <<https://digital-gov.note.jp/n/ne2e6281812b8>>)

なお、デジタル臨調の名称については、かつての臨時行政調査会<sup>11</sup>にちなんだ政治的な意味合いがあるものとされている<sup>12</sup>。

### 3. デジタル臨時行政調査会のこれまでの主な取組

令和3年11月16日の第1回デジタル臨調において、岸田総理から、年末までにデジタル改革、規制改革及び行政改革に通底する基本指針となるデジタル原則を策定することが表明された。そして、同年12月22日の第2回デジタル臨調において、牧島デジタル大臣（当時）からデジタル原則の案が提示され、議論を経て当該案のとおりデジタル原則（図表1参照）が策定された。その後、デジタル原則は、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）等に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定。以下「令和3年重点計画」という。）に盛り込まれた。

図表1 「構造改革のためのデジタル原則」の内容

|   |   |
|---|---|
| 原則1<br>デジタル完結・<br>自動化原則                       | 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。<br>国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。               |
| 原則2<br>アジャイル<br>ガバナンス原則<br>（機動的で柔軟<br>なガバナンス） | 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。<br>データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。 |
| 原則3<br>官民連携原則                                 | 公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。  |
| 原則4<br>相互運用性確保<br>原則                          | 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。   |
| 原則5<br>共通基盤利用<br>原則                           | ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。                                       |

（出所）令和3年重点計画より筆者作成

#### （1）アナログ規制の一括見直し

令和3年重点計画では、デジタル臨調の下で、4万件以上ある全ての法令・通達等<sup>13</sup>について、デジタル原則に適合しているかどうかを点検・見直しすることとされた。

これを受け、まず、デジタル臨調事務局により、約1万件の全法令中、デジタル原則に適合しないと考えられる代表的なアナログ規制である7項目（①目視規制、②実地監査規制、③定期検査・点検規制、④常駐・専任規制、⑤対面講習規制、⑥書面掲示規制及び⑦

<sup>11</sup> 池田内閣のいわゆる第一次臨調（会長：佐藤喜一郎三井銀行会長（当時））及び鈴木内閣のいわゆる第二次臨調（会長：土光敏夫日本経済団体連合会会長（当時））。なお、いずれも有識者のみで構成される審議会として、一定の期日で失効する時限立法により設置されていた。

<sup>12</sup> 自由民主党の派閥「宏池会」（池田元総理が創設し、岸田総理が現会長。）の伝統を重視する岸田総理にとって、かつての臨時行政調査会の再現は政治的な意味を持つとされる（『日本経済新聞』（令4.3.25））。

<sup>13</sup> 法律・政省令が約1万件、告示が約1万件、通達等が約2万件あるとされる。

往訪閲覧・縦覧規制。以下これらを総称して「アナログ規制7項目」という。)に該当する約5,000条項が抽出された。そして、令和4年2月8日に設置されたデジタル臨時行政調査会作業部会(以下「作業部会」という。)<sup>14</sup>において、アナログ規制7項目を趣旨・目的の観点から「類型化」とするとともに、その類型ごとにデジタル技術の適用段階(デジタル化の進捗度合い)を「フェーズ」として区分する考え方の下、規制所管府省庁との議論等が進められた(類型とフェーズの概要は図表2参照)。個別の規制を重点的に見直す「点の改革」に対し、このように規制を類型化し、その類型ごとに一括的な見直しを図る手法は「面の改革」と表され、大規模な見直しを集中的に実施できるメリットがあるとされる。

図表2 アナログ規制7項目の類型とフェーズの概要

| 規制項目                                 | 類型  | フェーズ1   | フェーズ2  | フェーズ3  |                              |
|--------------------------------------|---|---|--|--|------------------------------|
| 目視<br>実地監査                           | 1: 検査・点検・監査   | 【目視・実地監査規制】<br>①法令等により「目視」「実地」「巡視」「見張人を配置」と規定     | 【情報収集の遠隔化、人による評価】<br>・情報収集: 高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー、オンライン会議システム等を活用した動画、データ等で代替<br>・リスク評価: 人による分析・評価   | 【判断の精緻化、自動化・無人化】<br>・情報収集: 同左<br>・リスク評価: AI等を用いた画像認識・診断やビッグデータ分析等による技術支援・精緻化 |                              |
|                                      | 2: 調査   | ②法令等により「目視等」「見張り」と規定されているが、代替手段が不明確               | ・情報収集: 高精度カメラ、ドローン等を活用した画像、データ等で代替<br>・情報整理: 人による整理  | ・情報収集: 同左<br>・情報整理: AI等を用いた画像認識やRPAを用いたデータ整理等による技術支援・自動化                     |                              |
|                                      | 3: 巡視・見張  |   | ・監視カメラ、ドローン等により遠隔監視  | ・監視カメラ、ドローン等に加え、AI等を用いた無人化   |                              |
| 定期検査<br>・点検                          | 1: 第三者検査  | ①法令等により一律に「年一回」「月一回」「日一回」等と規定                     | 【デジタル技術の活用による規制目的の達成】<br>・新たな規制の在り方の検討(最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方の検討等)<br>・現行の規制の合理化(現行の検査手法等の技術中立化等)<br>・民間技術の積極的活用(技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化等) | 【定期的検査・調査・測定の撤廃】<br>・第三者検査の撤廃<br>・検査周期の延長                                    |                              |
|                                      | 2: 自主検査   | ②法令等の但し書や認定制度等で定期的検査を緩和する規定があるが、条件が不明確            |  | ・定期自主検査の撤廃<br>・検査周期の延長   |                              |
|                                      | 3: 調査・測定  |   |  | ・定期調査・測定規制の撤廃  |                              |
| 常駐・専任                                | ①施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のため  | 1: 常駐<br>・(物理的に)常に事業所や現場にとどまること                   | 【デジタル技術等による見直し】<br>・遠隔監視装置、監視カメラ、センサー等の活用による規制緩和   | 【常駐・専任規制を課していない】<br>・左記技術の活用による規制撤廃<br>・新技術の活用による規制撤廃                        |                              |
|                                      | ②利用者の保護などを目的とし対面での対応を行うため   | 2: 専任<br>・職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること     | ・遠隔監視装置、監視カメラ、センサー等の活用による兼任の許容、専任者の資格要件緩和等   |  |                              |
|                                      |   | 3: 常駐<br>・(物理的に)常に事業所や現場にとどまること                   | ・オンライン会議システムの活用等による規制緩和  |  |                              |
|                                      |   | 4: 専任<br>・職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること     | ・オンライン会議システムの活用による業務効率化により兼任可能にする、専任者の資格要件緩和等  |  |                              |
| 対面講習<br>書面掲示<br>往訪閲覧<br>・縦覧          |   | 【紙・人の介在】  | 【デジタル原則に適合する手段を可とする】   | 【デジタル完結を基本とする】   |                              |
|                                      |   | 1: 講習   | ①法令等において、対面で「講習」受講、紙発行の公的証明書等を「掲示」、公的情報を役所等へ訪問して「閲覧」「縦覧」と規定  | ①オンラインによる講習受講を可とする<br>②受講申込のオンライン手続を可とする<br>③受講票・受講修了証等のデジタル発行を可とする          | ・申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結を基本とする |
|                                      |   | 2: 公的証明書等の掲示                                      | ①インターネットの利用による公示を可とする<br>②公的証明書等申請のオンライン手続を可とする<br>③証明書等のデジタル発行を可とする   | ・申請～証明書等発行～公示のデジタル完結を基本とする   |                              |
|                                      |   | 3: 申請等による公的情報の閲覧・縦覧                               | ①閲覧等情報のデジタル化を可とする<br>②閲覧等の申請等のオンライン手続を可とする<br>③インターネットの利用による閲覧等を可とする   | ・閲覧等情報～申請等～閲覧等のデジタル完結を基本とする  |                              |
| 4: 公的証明書等以外の情報の掲示／申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧 | ②法令等において、「講習」受講、公的証明書等を「掲示」、公的情報を「閲覧」「縦覧」と規定しているが、デジタル原則に適合する手段が可能かが不明確 | ①掲示・縦覧等情報のデジタル化を可とする<br>②インターネットの利用による公開・縦覧等を可とする | ・掲示・縦覧等情報～公開・縦覧等のデジタル完結を基本とする  |  |                              |

(出所) 第3回デジタル臨調(令4.3.30)資料1より筆者作成

<sup>14</sup> 作業部会は、デジタル副大臣を座長、有識者を構成員とする。

同年6月3日の第4回デジタル臨調において策定された一括見直しプランでは、アナログ規制7項目に該当する約5,000条項のうち協議の調った約4,000条項の見直し方針（個々の条項に係る現在のフェーズ及び見直し後のフェーズ）が確定され、残りの約1,000条項に加えて各府省等から追加で提出された約2,000条項について引き続き見直しを行うこと、また、経済界から受領した要望等についても併せて見直しを行うこととされた。

その後、同年8月10日に就任した河野大臣の下、デジタル化を妨げるアナログ規制を可及的速やかに一掃するため、令和6年6月までの2年間をめどにアナログ規制の見直しを実施することとされた<sup>15</sup>ほか、経済界の要望等を踏まえ、フロッピーディスク（FD）等の記録媒体を指定する規制についても一括見直しの対象に加えることとされた。

作業部会における更なる規制所管府省庁との議論等を経て、令和4年12月21日の第6回デジタル臨調において、最終的に合計約1万条項となったアナログ規制の見直し方針や完了時期等を示した工程表が策定された（工程表のイメージは図表3、アナログ規制の見直しの例は図表4、見直し方針を確定した条項数等の内訳は図表5をそれぞれ参照）。

具体的な見直しの実施方法としては、書面揭示規制及びFD等記録媒体規制のうち法改正を要するものは第211回国会（令和5年常会）に提出予定の一括見直し法案で対応し、その他規制はいわゆるデジタル手続法（平成14年法律第151号）<sup>16</sup>等の適用や政省令の改正、解釈の明確化等により、可能な限り一括的な対応を行うこととされた。

アナログ規制7項目において、見直しが不要でありフェーズ1にとどまるものが約500条項ある。工程表では、現時点での技術の成熟度等に照らして代替が困難であり、国際的に見ても例がないことなどからフェーズ1のままとされた規制についても、2年間という枠にとらわれず、デジタル化を不断に進めていくことが重要であり、各府省庁においては、デジタル化の取組を促進するとともに、こうした規制も含めた所管の各規制について、今後もデジタル原則に照らして不断に見直しを実施することとされている<sup>17</sup>。

図表3 「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」のイメージ

○方針確定している約1万条項の一覧（抜粋）

| 法令名                          | 所管府省庁名 | 条項          | 規制等の内容概要                 | 規制等の<br>類型 | 現在<br>Phase | 見直し後<br>Phase | 見直し完了時期        | 工程表             | 見直しの概要               |
|------------------------------|--------|-------------|--------------------------|------------|-------------|---------------|----------------|-----------------|----------------------|
| 河川法施行令                       | 国土交通省  | 第9条の3第1項第2号 | 河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等 | 目視規制       | 1-②         | 3             | 令和4年度<br>1月～3月 | 目視-共通1          | 告示・通知・通達等の<br>発出又は改正 |
| 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | 厚生労働省  | 第6条第1項      | 指定訪問介護事業所における管理者の常駐      | 常駐専任       | 1-3         | 2-3           | 令和5年度<br>4月～9月 | 常駐専任-<br>厚生労働省2 | 告示・通知・通達等の<br>発出又は改正 |

○工程表の類型

|             | 令和4年度<br>1月～3月   | 令和5年度 |        | 令和6年度<br>4月～6月 |
|-------------|------------------|-------|--------|----------------|
|             |                  | 4月～9月 | 10月～3月 |                |
| 目視-共通1      | 法令等改正手続          |       |        |                |
| 常駐専任-厚生労働省2 | 実態把握（外部委託調査等）    |       |        |                |
|             | 対外調整等<br>法令等改正手続 |       |        |                |

見直しに向けた工程表

※ 経済界からの主要な要望についても工程を確定  
※ 地方公共団体（福岡市）からの要望についても工程を確定予定

（出所）第6回デジタル臨調（令4.12.21）資料1 抜粋

<sup>15</sup> 令和4年9月9日の閣僚懇談会において、岸田総理から関係大臣に対し、規制見直しについて2年間をめどに前倒して進めるよう指示されている（第210回国会衆議院予算委員会議録第2号12～13頁（令4.10.17））。

<sup>16</sup> 正式名は「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」であり、個別法令において書面によることなどが規定されている手続について、当該法令の改正によることなくデジタルで行うことを可能にするもの。

<sup>17</sup> 工程表2～3頁

図表4 アナログ規制の見直しの例（目的・技術別）

| 目的と使用する技術            |  | 見直しの概要と規制対象例  |  |
|----------------------|--|---|--|
| 施設・設備等の破損/不備等の確認     | <b>ドローン、3D点群データ</b> 等を活用した構造物等の検査<br>             | 資格者等が現場で実施している検査について、ドローン、3D点群データ等を活用し、従前よりも効率的に不備・劣化に伴う損傷等をリモートで確認・検査を可能にすることで、法定検査等の効率化・省人化を目指す。                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水道施設の目視点検</li> <li>● 火薬製造施設の完成・保安検査</li> </ul>  |
|                      | <b>センサー、AI解析</b> 等を活用した設備、車両、環境等の定期点検・測定<br>      | 資格者等が実施している設備、車両、環境等の定期点検・測定に係る一部の点検・測定項目について、センサーや通信機器等を用いた常時監視・測定により異常を検知可能にすることで、法定点検等の効率化を目指す。                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消火器具、自動火災報知設備等の定期検査</li> <li>● 自動車の定期点検</li> <li>● 下水道等の水質の定期検査</li> </ul>                              |
| 人・モノの動きを監視           | <b>監視カメラ、ドローン、画像解析技術、自動通報機能</b> 等を活用した人・モノの監視<br> | 見張り人等により実施している法定監視行為を監視カメラ、ドローン、画像解析技術、自動通報機能等を活用し、従前よりも網羅的かつ効率的に実施することを可能とすることで、法定監視行為の省人化・効率化を目指す。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 火薬の発破の際の見張り</li> <li>● 船舶が行う見張り</li> <li>● 原子力関連施設における見張り</li> </ul>                                    |
| 業務・会計、衛生・安全管理等の状況の確認 | <b>オンライン会議システム</b> 等を活用した業務・会計等の遠隔検査、常駐・専任業務<br>  | 国等が実施している業務・会計に係る検査・調査や、専門職等が常駐し、施設等の衛生・安全管理を行う業務について、オンライン会議システム等を活用し、リモートで情報取得・判断可能にすることで、法定実地検査や常駐・専任業務の効率化を目指す。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務・会計の状況、科目の要件適合性、診療報酬の請求状況等の実地検査・調査</li> <li>● 法適合性確認のための立入検査</li> <li>● 高度管理医療機器等営業所管理者の常駐</li> </ul> |
| 情報の提供                | <b>コピー防止、電子透かし技術</b> 等を活用したオンラインでの書類縦覧・閲覧<br>     | 公的機関等への訪問が必要とされている書面の縦覧・閲覧について、コピー防止、電子透かし技術等を活用し、オンラインで書面の縦覧・閲覧を可能にすることで、縦覧・閲覧業務の効率化を目指す。                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 純資産額規制比率 書面の縦覧</li> <li>● 業者名簿等の閲覧</li> </ul>   |
| 技能の習得                | <b>講習システム</b> 等を活用したオンライン講習<br>                   | 対面にて実施されている講習について、システム等を活用し、講習申込、講習受講、受講修了証発行のプロセスを、指定場所に訪問することなく、完結することを促進する。                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高圧ガスを扱う施設の災害防止講習</li> </ul>   |
| 申請・交付等               | <b>クラウド</b> 等を活用した申請・交付等の手続、文書の保存<br>            | フロッピーディスク等の記録媒体を用いる行政手続等について、クラウドを利用した申請やクラウド上でのデータの作成・管理などを可能とすることで、行政・事業者双方の事務の効率化を促進する。                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土壌の汚染状況についての報告書等の提出</li> <li>● 教育委員会における学齢簿の作成・保存</li> </ul>  |

(出所) 第6回デジタル臨調(令4.12.21)資料1抜粋

図表5 見直し方針を確定した条項数等の内訳

| 規制項目         | 見直し方針を確定した条項数 | 見直しが必要な条項数<br>(注1)  | 見直しが不要な条項数                    |                  |
|--------------|---------------|---------------------|-------------------------------|------------------|
|              |               |                     | 現在フェーズが2又は3のもの(既にデジタル原則に適合済み) | 現在フェーズが1のままのもの   |
| 目視           | 2,927         | 1,617               | 923                           | 387              |
| 定期検査・点検      | 1,034         | 825                 | 174                           | 35               |
| 実地監査         | 74            | 64                  | 2                             | 8                |
| 常駐・専任        | 1,062         | 843                 | 199                           | 20(注2)           |
| 対面講習         | 217           | 200                 | 16                            | 1                |
| 書面掲示         | 772           | 673                 | 55                            | 44               |
| 往訪閲覧・縦覧      | 1,446         | 1,107               | 324                           | 15(注2)           |
| <b>7項目合計</b> | <b>7,532</b>  | <b>5,329(70.7%)</b> | <b>1,693(22.4%)</b>           | <b>510(6.7%)</b> |
| F D等記録媒体(注3) | 2,095         | 1,034               | 1,061                         |                  |
| その他の規制(注4)   | 42            | 28                  | 14                            |                  |
| <b>全体合計</b>  | <b>9,669</b>  | <b>6,391(66.0%)</b> | <b>3,278(33.9%)</b>           |                  |

※「7項目合計」、「全体合計」欄中、割合の小数点第二位以下は切り捨てている。

注1：見直し前から現在フェーズが2又は3のものも含まれる。また、既に見直し措置が完了済みのものも含まれる。

注2：常駐・専任の「別表2・No.145」及び往訪閲覧・縦覧の「別表2・No.155」は、当該条項内に現在フェーズ1だけでなくフェーズ2又は3も含むものであるが、便宜上「現在フェーズが1のままのもの」欄に位置付ける。

注3：F D等記録媒体については、フェーズの区分は設けられていない。

注4：その他の規制については経済界の要望等によるものであり、条項ごとに個別具体的な見直し方針等が示されている。

(出所) 工程表より筆者作成

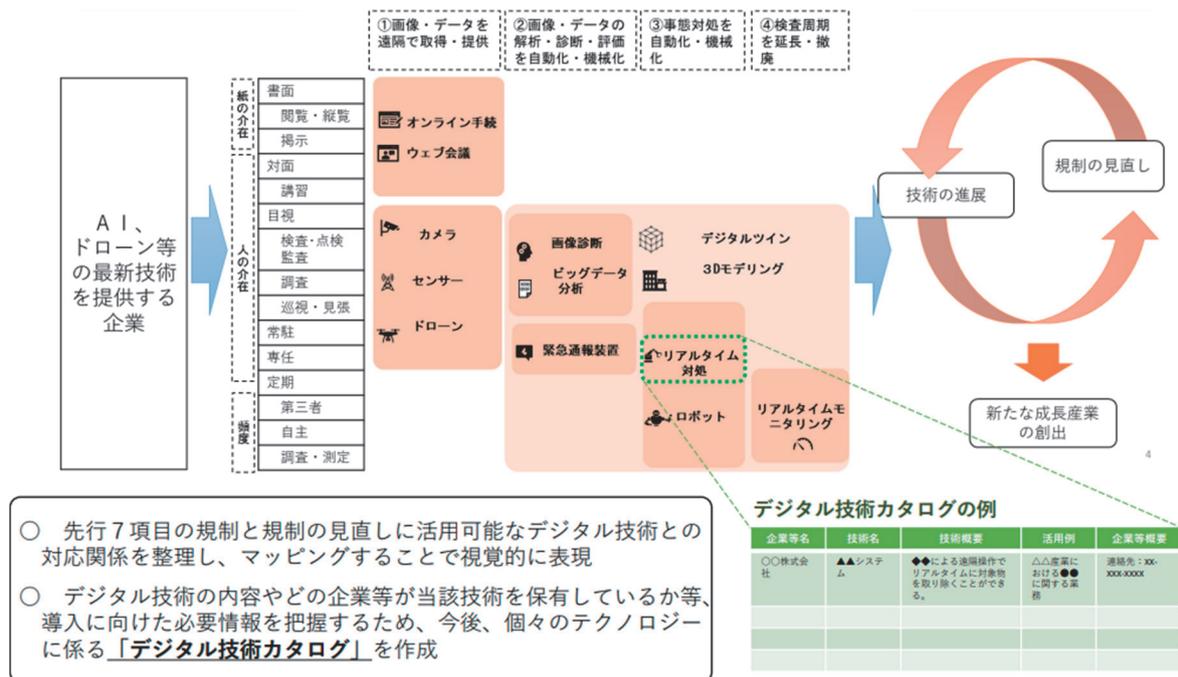
## (2) テクノロジーマップ・技術カタログの整備

デジタル臨調は、「社会全体におけるテクノロジー利活用の促進」という視点にも力点を置き、各種テクノロジーに関する知識に基づき、「既存の制度にどのようなテクノロジーを導入することができるか」という考え方から、規制見直しの可否を判断している。こうした手法は、「テクノロジーベースの改革」と表されている。

作業部会においては、アナログ規制の点検・見直しと並行して、規制見直しに活用可能なデジタル技術を提供する企業や有識者、道路点検において先行的な規制見直しを行った国土交通省<sup>18</sup>からヒアリングが行われ、令和4年3月30日の第3回デジタル臨調において、牧島大臣から、アナログ規制と規制見直しに活用可能なデジタル技術との対応関係を整理した「テクノロジーマップ」の考え方が示された。

その後、一括見直しプランでは、デジタル技術の内容やどの企業等が当該技術を保有しているか等、規制所管府省庁が自主的にデジタル実装や規制見直しを推進していくに当たり必要な情報を把握するために、個々のテクノロジーに係る「技術カタログ」を作成することが有用であるとし、テクノロジーマップ及び技術カタログの整備・検討を進めることが示された（テクノロジーマップ・技術カタログのイメージは図表6参照）。

図表6 テクノロジーマップ・技術カタログのイメージ



(出所) 第4回デジタル臨調(令4.6.3)資料1抜粋

<sup>18</sup> 平成24年12月の笹子トンネル天井板落下事故を契機に、平成25年の道路法（昭和27年法律第180号）の改正により、橋梁やトンネル等については5年に1回の近接目視による点検実施が義務化された。点検実務は国土交通省道路局が発出した「道路橋定期点検要領」にのっとり行われており、平成31年の同要領改定により、「自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断が行うことができる情報が得られると判断した方法」によっても点検が可能とされた。これを踏まえ、国土交通省道路局は「新技術利用のガイドライン」や「点検支援技術性能カタログ」を作成し、新技術を活用した定期点検の効率化・高度化を推進している。

また、デジタル技術を活用して規制見直しを行うには、安全性や実効性等の観点から、当該デジタル技術の活用が規制の目的や基準等を満たすものか、技術的検証が必要である。

これらを踏まえ、同年9月27日、横断的な規制見直しに活用可能なデジタル技術の精査、安全性や実効性等が確認されたデジタル技術の他の規制への適用可能性等の検討を行うため、作業部会の下、テクノロジーベースの規制改革推進委員会<sup>19</sup>の開催が決定された。

あわせて技術カタログの第1弾（試行版）として、デジタル臨調事務局により、同年9月30日から10月21日までの間、講習・試験のデジタル化に関する技術の公募が実施された。結果はデジタル庁ウェブサイトにて提案のあった製品一覧として掲載されている<sup>20</sup>（掲載情報はデジタル庁として証明、認証等を行うものではなく、飽くまで技術活用に当たっての参考情報として取りまとめられた。）。

現在、テクノロジーベースの規制改革推進委員会において、テクノロジーマップや技術カタログの整備に向けて、編集方針（編集・発行・保守運用の主体等）やインセンティブ設計（継続的な更新・運用及び規制所管府省庁、技術保有者、現場を抱える規制対象事業者等の利用に係るインセンティブ）等について、詳細の検討が進められている<sup>21</sup>。

なお、同年12月2日に成立した令和4年度第2次補正予算において、規制見直しに際し適用可能と考えられる技術について、その検証が必要と判断された場合に技術検証事業を実施するため、テクノロジーマップ整備事業費として45.1億円が計上された。

### （3）いわゆるデジタル法制局の取組及び法制事務のデジタル化

令和3年重点計画では、デジタル臨調の下で、既存の法令におけるアナログ規制の一括見直しに加えて、新たに制定する法令がデジタル原則に適合しているかどうかを確認するプロセス・体制についても検討することとされた。こうした取組は、デジタル原則に適合した法令を将来においても整備できるような仕組みを作るものであるとして、「未来の改革」と表されている。

具体的な取組内容としては、作業部会の下で令和4年2月17日から法制事務のデジタル化検討チーム<sup>22</sup>が開催され、①新規法令等のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制及び②法制事務のデジタル化について、検討が進められている。

①については、一括見直しプランにおいて、新規法令等のデジタル原則への適合性を確認するための立案過程等における手続に関し、各府省庁が自律的に考慮できるよう、令和5年夏に、デジタル庁が公の会議体での議論を経て具体的な指針を策定し、令和6年の常会提出法案のうちから試行的に確認を実施するとされた（図表7参照）。

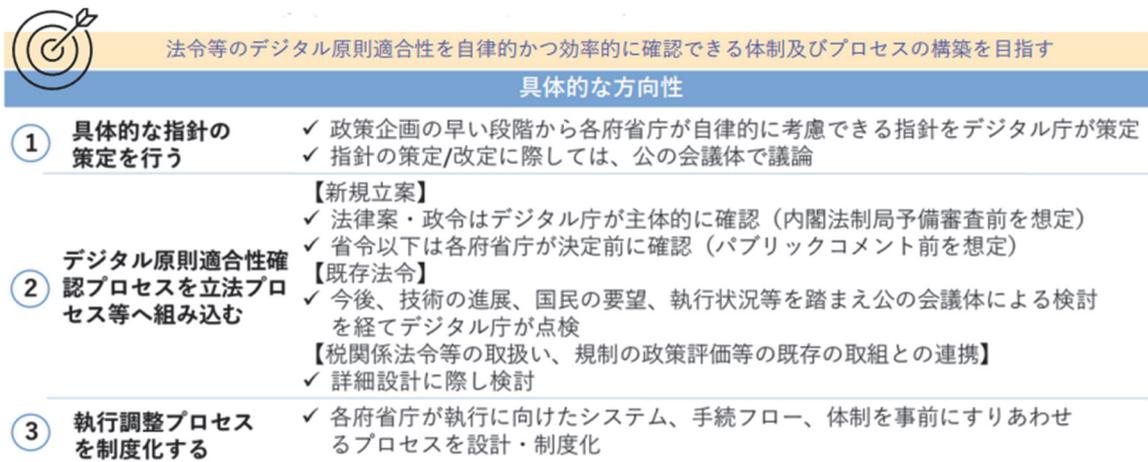
<sup>19</sup> 同委員会は、江崎浩デジタル庁チーフアーキテクト（CA）を座長、有識者を構成員とする。

<sup>20</sup> デジタル庁ウェブサイト<<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/online-training-public-offers-result/>>

<sup>21</sup> デジタル臨調事務局により、同委員会での検討等に活用するため、同年12月23日から、①「テクノロジーマップ整備事業」に関連する事務局事業実施に向けた情報提供依頼（令和5年1月13日まで）及び②アナログ規制の見直しへの活用の可能性があるデジタル技術に係る情報提供依頼（同月20日まで）が実施された。

<sup>22</sup> 同チームは、デジタル副大臣を座長、有識者を構成員とする。

図表7 新規法令等のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制の方向性



(出所)一括見直しプラン抜粋

その後、河野大臣の下で取組の加速化が図られ、令和4年8月末にはデジタル臨調事務局内にいわゆるデジタル法制局（デジタル法制審査チームと称されることもある。）が立ち上げられ<sup>23</sup>、「臨時国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等のための指針（素案）」が示された。そして、同指針（素案）に基づき、第210回国会（令和4年臨時会）の提出法案を対象に、アナログ規制7項目に該当する規定及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定について、試行的にデジタル原則への適合性確認が実施された。その結果は工程表に盛り込まれ、両規定に該当した3法案の計23条項につき、いずれもフェーズ2又は3であることが確認されている。そして、第211回国会（令和5年常会）の提出予定法案についても、令和4年12月に示された「次期通常国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等のための指針（Ver.2）（案）」に基づく確認が実施される。こうした試行結果も踏まえ、今後、デジタル法制局の取組の具体化が進められる。

次に、②の法制事務のデジタル化に関しては、これまでに法制執務業務支援システム（e-LAWS）<sup>24</sup>の整備等がなされてきたが、依然として、人手を要する作業に多大な労力が費やされること、法令データベースに最新の改正が反映されるまでのタイムラグがあること、官

<sup>23</sup> 河野大臣記者会見要旨（令和4年8月30日）

<sup>24</sup> 「霞が関の働き方改革」を背景に総務省行政管理局において開発され、平成28年10月から本格運用を開始された。①所管府省が確認・認証した正確な法令データを確立し、法令原本として活用できるデータベースを行政及び国民等へ提供する、②新旧対照表から改め文を自動作成するなど、法案担当者の負担を大きく軽減するものとされる。

報による公布など紙媒体を前提とした各種手続があること等の課題があるとされる<sup>25</sup>。こうした課題も踏まえ、法制事務のデジタル化検討チームでは、法令データのベースレジストリ（デジタル正本）の整備・提供、法令関連文書等の利活用に向けた官民の役割分担、法制事務に係るリーガルテックの活用等について検討が進められている。

なお、工程表においては、官報の電子化に向けた方針も盛り込まれた。具体的には、令和5年1月中をめどに行政手続における紙媒体の官報提出を不要とする運用見直し等を行い、その上で、電子官報を官報の正本として位置付けるため、内閣府において官報の発行に関する新法の立案作業を行い、できるだけ早期に法案を国会に提出することとしている。

#### 4. 今後の展望

最後に、デジタル臨調のこれまでの取組等を踏まえ、今後の方向性を展望する。

##### 【アナログ規制の一括見直しに関する今後の対応】

アナログ規制の一括見直しについては、工程表により法令における約1万条項の見直し方針や完了時期等が示されたが、既に措置済みの条項を除く大半の条項の見直しが具体化される今後こそが正念場である。工程表に沿って各規制所管府省庁において適切に見直しを実施されていくかどうか、適宜フォローアップしていく必要がある。

ただし、フェーズ2又は3に移行する方針が決まった条項でも、デジタル技術を適用させることでかえって安全性が損なわれたり、リスクが高くなるような懸念が生じないように、確実な技術検証の実施が求められる。仮に適当なデジタル技術が確保できないような場合は、一旦デジタル技術の適用を見送ることも検討すべきであろう。技術上の問題のほかにも、プライバシーへの配慮が求められる規制については対応方針<sup>26</sup>が示されているように、個々の規制対象の事情に応じたきめ細かな対応が求められる<sup>27</sup>。

また、今後、通知・通達等におけるアナログ規制についても見直しに向けた取組を進め、令和5年春をめどに見直し方針等の確定が見込まれている。さらに、地方公共団体の条例等におけるアナログ規制の点検・見直しについては、令和4年11月にデジタル臨調事務局がその手順等を示したマニュアルを公表したほか、令和5年度以降、デジタル田園都市国家構想交付金により地方公共団体の取組を後押しすることも予定されている。これらの取組状況についても注視していく必要がある。

加えて、デジタル臨調や作業部会等のこれまでに開かれた各会議の議事録等は事後的に公表されているが、個々の条項がどのような理由で当該見直し方針となったのか、その判断理由や調整プロセスが外部からは見えづらい。今後、一括見直し法案の国会審議も含め、

<sup>25</sup> 第204回国会（令和3年常会）において内閣提出法案等に多数の誤りが判明したことを受け、同年6月に内閣官房の「法案誤り等再発防止プロジェクトチーム」により誤り防止のための当面の方策と中期的な方策等が取りまとめられており、その中でも法制執務のデジタル化検討の重要性等が指摘されていた。

<sup>26</sup> 「アナログ的規制のうちプライバシーへの配慮が必要と指摘される条項に関する見直しの基本的な方針（案）」（令和4年11月30日デジタル臨調事務局）（同日の第16回作業部会資料5）

<sup>27</sup> 例えば、令和3年の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の改正時には、契約書面の電子化と消費者保護とのバランスが議論となった。改正法施行に向けて、消費者庁の下で消費者保護とのバランスを図るために必要な対応の在り方等が検討されている。

個々の条項の見直し方針の内容やその判断理由等についても丁寧で分かりやすい説明が求められよう<sup>28</sup>。

### 【テクノロジーマップ・技術カタログ、いわゆるデジタル法制局等の実装】

アナログ規制の一括見直しを進めると同時に、デジタル原則から逸脱した規制が新たに設けられないように取組を進める必要がある。そのため、今後デジタル原則への適合性確認を確実かつ効率的に行っていくためには、テクノロジーマップ・技術カタログの整備や、いわゆるデジタル法制局の取組の具体化、法制事務のデジタル化の速やかな実装が望まれる。

なお、第211回国会（令和5年常会）に提出予定の一括見直し法案においては、アナログ規制の一括見直しに加え、将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制見直しが自律的かつ継続的に行われることを担保するため、①デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセスに関連する規定を措置、②テクノロジーマップ等を踏まえ、規制所管府省庁や地方公共団体によるデジタル技術の効果的な活用に関連する規定を措置することが検討されている<sup>29</sup>。実効的に機能する仕組みの措置が期待される。

### 【デジタル原則の実現に向けた各改革を担う関係府省庁等との連携】

今般実施されるアナログ規制の一括見直しは、デジタル原則のうち主に「原則1：デジタル完結・自動化原則」又は「原則2：アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）」への適合性確保を図るものであるが、その他の原則への対応も今後の課題となる。その対応においては、デジタル改革、規制改革、行政改革を担う各府省庁等とデジタル臨調が連携・協力し、適切な役割分担の下でそれぞれの取組を推進する必要がある。

各改革の推進体制や主な取組内容の現状を簡潔に整理すると、デジタル改革は、デジタル庁を司令塔として、産業や行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、データの利活用、デジタル人材の育成等の取組が進められている<sup>30</sup>。規制改革は、全国単位の規制改革を規制改革推進会議が、国家戦略特区や構造改革特区等の地域単位の規制改革を内閣府地方創生推進事務局が、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく企業単位の規制改革を内閣官房及び経済産業省等がそれぞれ担っている<sup>31</sup>。行政改革は、行政改革推進本部の下で行政改革推進会議<sup>32</sup>が開催され、内閣官房行政改革推進本部事務局にお

<sup>28</sup> 令和4年10月27日の第5回デジタル臨調において、構成員の宍戸教授から、「点検・見直しの結果、なおデジタル化できない規制については、所管省庁において理由を明示・公表するとともに、そもそも当該規制のデジタル社会における合理性自体を見直すべき」との指摘がなされている。

<sup>29</sup> 第6回デジタル臨調（令4.12.21）資料1、11頁

<sup>30</sup> 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）133頁

<sup>31</sup> なお、「規制改革推進に関する答申」（令和4年5月27日規制改革推進会議決定）において、「規制改革関係府省庁は、規制改革関係府省庁連絡会議を設置することなどにより連携を強化し、規制改革の実効性を高める」とこととされたことを踏まえ、関係府省庁間の連携を強化し、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築するため、規制改革関係府省庁連絡会議が令和4年5月から開催されている。同会議は、規制改革担当の内閣府副大臣を議長とし、その他の規制改革関係府省庁の副大臣を構成員とする。

<sup>32</sup> 行政改革推進本部は「行政改革推進本部の設置について」（平成25年1月29日閣議決定）に基づき内閣に置かれ、内閣総理大臣を本部長、行政改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣及び財務大臣を副本部長とし、

いて行政事業レビューやE B P Mの推進等の取組が進められている。

このように各改革の取組が進められている中、デジタル臨調はアナログ規制の一括見直し等に取り組みつつ、各改革の関係府省庁等からの報告聴取などを通じ、相互の連携確保も図ってきた。こうしたデジタル臨調の役割・意義も踏まえ、デジタル社会の実現に向けた構造改革を今後も実施していく上で、各改革をどのような推進体制・役割分担の下で推進することが適当か、デジタル臨調の取組の継続性も含め、今後検討していく必要がある。

### 【デジタル臨調の取組の成果の実現に向けて】

デジタル臨調によるアナログ規制の一括見直し等の取組には、①経済成長、②スタートアップ等の勃興・成長産業の創出、③現場の人手不足の解消・生産性の向上、④行政の在り方の変革といった効果が期待されるとしている<sup>33</sup>。

こうした効果が実現されるためには、アナログ規制を単に見直して終わりではなく、実際にデジタル技術の活用が進むかが肝要であり、実務を担う地方公共団体や事業者等への周知や支援も欠かせない<sup>34</sup>。その上で、今般のアナログ規制の見直し対象には多種多様な規制分野が含まれるため、網羅的な数値目標のようなものを設定することは困難であるとしても、今後規制見直しが進捗していく中で、期待された効果が実際に実現できたのか、政府として検証し、今後の取組にいかしていくことも求められよう<sup>35</sup>。

デジタル臨調は2年目に入り、今後、本格的に取組の具体化が図られていくことになる。デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受し、実感することができる社会の実現に向けて、デジタル臨調、ひいてはデジタル庁の取組に期待したい。

(やなせ しょお)

---

他の全大臣で構成される。行政改革推進会議は「行政改革推進会議の開催について」（平成25年1月29日行政改革推進本部決定）に基づき、行政改革に関する重要事項の調査審議等を実施するため開催され、内閣総理大臣を議長、行政改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣及び財務大臣を副議長とし、有識者により構成される。

<sup>33</sup> 一括見直しプラン4～5頁

<sup>34</sup> 先行的に規制見直しが行われた道路点検における新技術の活用状況としては、令和3年度の橋梁点検において新技術の活用を検討した地方公共団体が79%、そのうち活用した団体は25%にとどまり、検討したが非活用の団体は75%となっている（国土交通省道路局『道路メンテナンス年報』（令4.8）。新技術の活用法や有用性についての地方公共団体への周知や人材育成の必要性が指摘されている（『日本経済新聞』（令4.12.8））。

<sup>35</sup> 牧島大臣は、デジタル臨調の取組による行政手続コスト削減の数値目標を設定する必要性を問われ、「見直しが一定程度進捗したとしても、目視、常駐、定期点検といったような行政関係だけではなく様々な種類の規制も含まれているため、見直しによる数値目標を今設定することは困難だと考えるが、どのように分かりやすくこの効果を把握することができるか、示していくことができるかという点については、今後も検討していきたい」旨答弁している（第208回国会参議院内閣委員会会議録第8号14頁（令4.4.7））。